

岩手県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 6 月 13 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第 60 号

岩手県県税条例施行規則の一部を改正する規則

岩手県県税条例施行規則（昭和 41 年岩手県規則第 12 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(徴税吏員の任命)</p> <p>第 4 条の 2 次に掲げる職員（臨時的に任用された職員、非常勤職員、地方公務員法（昭和26年法律第261号）第28条の 4 又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年岩手県条例第56号）第 2 条若しくは第 3 条の規定により採用された職員を除く。以下この条及び次条において同じ。）は、当該職員である間、条例第 4 条の徴税吏員に命ぜられたものとする。</p> <p>(1) 総務部長の職にある職員及び総務部税務課に勤務する職員</p> <p>(2) [略]</p>	<p>(徴税吏員の任命)</p> <p>第 4 条の 2 次に掲げる職員（臨時的に任用された職員、非常勤職員、地方公務員法（昭和26年法律第261号）第28条の 4 又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年岩手県条例第56号）第 2 条若しくは第 3 条の規定により採用された職員を除く。以下この条及び次条において同じ。）は、当該職員である間、条例第 4 条の徴税吏員に命ぜられたものとする。</p> <p>(1) 総務部長及び総務部副部長の職にある職員並びに総務部税務課に勤務する職員</p> <p>(2) [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。